

■ 北海道アウトドア資格制度推進委員会の組織改編について

1 改編の経緯

- 平成27年度に、道庁内において附属機関等の設置及び運営の見直しが行われた。その結果、「北海道アウトドア資格制度推進委員会」は、「行政運営上の参考とするため、有識者等との意見聴取、意見交換、懇談等を行う非常設の懇談会」に区分され、今後、名称に「委員会」を用いないこととされた。
- 委員会から懇談会への移行については、経過措置として、現委員の任期満了までの間、従前の例により設置できることとされていた。
- この度、現委員の任期が平成29年8月31日をもって満了することから、推進委員会を廃止し、「北海道アウトドア資格制度推進会議」へと組織を改編する。

2 関係要綱等の整理

(1) 北海道アウトドア資格制度実施要綱

推進委員会の設置は、北海道アウトドア資格制度実施要綱で規定されていることから、同要綱を改正する。

(2) 北海道アウトドア資格制度推進委員会設置要綱

非常設の懇談会へ組織を改編するため、推進委員会の設置要領を廃止し、新たに推進会議の開催要領を制定する。

関係要綱等	対応
北海道アウトドア資格制度実施要綱	・第4 推進委員会に関する規定を「推進会議」に修正 → 修正後の要綱は別添「資料2-2」のとおり
北海道アウトドア資格制度推進委員会設置要綱	・現行の要綱を廃止 ・新たに「北海道アウトドア資格制度推進会議開催要領」制定 → 開催要領(案)は別添「資料2-4」のとおり

3 推進委員会と推進会議の主な相違点

【現】北海道アウトドア資格制度推進委員会	【新】北海道アウトドア資格制度推進会議
<ul style="list-style-type: none"> ・委員会設置要綱に基づく開催、運営。 ・委嘱による委員の任命。 ・推進委員会に委員長を置く。 ・推進委員会は、委員長が招集。 	<ul style="list-style-type: none"> ・開催目的、構成員等をあらかじめ開催要領等で定める。 ・委員等の役職の委嘱は行わない。 ・会長等を定めないが、議事進行役としての座長を選出する。 ・会議の招集は、道が行う。

4 今後の開催

任期を定めた委嘱は行わず、開催の都度、会議への出席依頼及び承諾の手続きを行う。